

多治見市都市計画審議会 議事録

平成 25 年 3 月 13 日（水曜日）午後 3 時、多治見市産業文化センターで開催し、本会議に付した議事は次のとおりである。

議 事

○諮問事項

〈多治見市決定〉

- 第 1 号議案 風致地区の変更について（虎溪山風致地区）
- 第 2 号議案 風致保全方針の変更について（虎溪山風致地区）
- 第 3 号議案 火葬場の決定について

本会議の出席者は次のとおりである。

学識経験者	松本 直司（会長）	市議会議員	若尾 靖男	市民委員	加藤 文恵
〃	久野 孝好	〃	加納 洋一	〃	安部 正一
〃	宮浦 哲也	〃	岡田 智彦	〃	谷口 玲子
〃	松浦 晃	〃	春田 富生	〃	水野 隆吾
幹 事	細尾 稔	幹 事	打田 浩之		

本会議に参考人として出席した者は次のとおりである。

多治見市 副市長 木股 信雄

多治見市役所 環境文化部 水野 高明

多治見市役所 環境課 伊藤 徳朗

多治見市役所 環境課 市川 昭彦

本会議の書記は次のとおりである。

多治見市役所 都市計画部 黒川 哲

多治見市役所 都市政策課 春田 正孝

多治見市役所 都市政策課 渡辺 康之

多治見市役所 都市政策課 渡辺 力

多治見市役所 都市政策課 石山 信二

事務局	ただ今から平成24年度第1回多治見市都市計画審議会を開催させていただきます。 まず始めに、本日の審議会の出席者ですが、全員のご出席をいただいておりますので委員12名中12名の出席ということになります。多治見市都市計画審議会条例第6条に規定する出席要件、開催要件は2分の1以上となっておりますので、今回の開催要件を満たしたということでございます。 なお、今回、新しい委員さんがご出席ですとか、前回の開催から2年程経っておりますので、全委員のお名前を事務局の方から読み上げさせていただきます。お手元に配布されています名簿の順に読み上げさせていただきますので、その場でご挨拶いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。 (委員のご紹介と挨拶)
事務局	どうもありがとうございます。それでは、これより先の議事進行につきましては、会長にお渡ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
会長	どうも御無沙汰しております。2年に一度というのがいいのかわかりませんが、まあ何も無いことがいいことかもしれません。だいたい多治見市も動いてきておりますので、なるべく我々がしっかりと見守って良い方向に進んでいただきたいと思います。これからも都市計画部の方によりしくお願いしたいと思います。今日も駅から15分ばかり歩いてきましたが、駅前からの道に小さな木がいくつも植わっており楽しみで、どのくらい木があるのかなと思って歩いてきましたが、だいぶ増えましたね。それから空地も増えて駐車場ができてきたなと思います。こういう空地にもできれば木などがあれば楽みな状況だと思うのですが、なかなか木が増えない。数年前に審議会が夏にあった時に、駅から市役所まで歩いたのですが、とても暑かったです。思わず審議会の始めの時に“暑い” “駅からここまでの間に日影が無かった”という話をさせていただきました。やはり木というのは非常に重要なものでして、スズメが一杯いると糞が落ちるということもあるかと思いますが、もっと多くなればそういうことはなくなりなります。少ないとスズメが一ヶ所に固まってしまうことがあるかもしれません。木を大事にしていきたいと思います。 バスに乗っていると並木道が途中の登り口にきれいにあります。ユリノキなのですが気が昨今付いてみたら木の上の方が切ってあって小さく仕上げてあるのです。立派に育ったのにみんな切ってしまったのがとても残念です。電信柱を切った方が良く思うのですが、電信柱を切らずに生きている木を切ってしまう、この日本の行政、多治見市だけではない、この体たらくをどうにかしたいですね。電信柱は、少なくとも新しくできたところは埋めなくてはいけない“木を切るくらいなら電信柱を切ってくれよ”と私は思います。 それから、数年前の審議会で、最高気温の日本記録、2007年8月16日ですか、40.9度を記録した後だったと思います。市長さんが審議会の席上で、これは恥と、まあ恥ではないにしても、ずっと暑くては困るので、どうにか涼しくする努力をしないとダメ。大変良いことをおっしゃった。水と緑を増やそうじゃないかと。是非このような目標をもってやっていただきたいと思います。そのためにも我々審議会がしっかりとみていくことだと思います。 それともう一つ、多治見市には「子どもの権利条約」があり、日本でも早い方だと思いますが、大変結構なこととして、最近では子どもの姿をあまり見なくなり、まちの中で子どもが遊んでいる姿がほとんどなくなってしまった。車にとっては事故がおきなくなり結構だとは思いますが、子どもにとっては大変迷惑で、昔は道路は遊び場だった。私も道路でまりを投げたり缶けりしたりいろんなことをしたが、今は皆無で禁止され

副市長	ていたりする。子どもが遊ぶ権利を奪ってきた現在を多治見市として見直していくべきではないか。子どもたちがまり投げや野球をしてもいい、子どもたちが自由に遊べる場所を考えていっていいんじゃないか。老人を大事にすることも結構な事だが、未来を担う子どもを多治見市としてどうやって大事にするかということも考えていく必要があるのではと最近思っています。少し長くなってしまい申し訳ありませんが、多治見市として魅力あるまちにするにはどうしたらいいか、駅前通りを見てください、いろんなものができてくるが木が一向に植わらない、メインの通りが全く寂しい状況、これも我々が眼を光らせ、景観計画・風景計画を変えなくてはいけないのなら変えましょう。まちを住民のためのまちにいかにしていくかということをこの審議会では声を大にして唱えていかななくてはいけないのではないかと考えております。長くなってしまい申し訳ありません。 本日は、3つの審議事項を順次に進めていきたいと思います。それでは、審議を進めるにあたり、副市長よりご挨拶をいただけるとのことです。よろしくお願いします。
会長	皆さんこんにちは。本日は、大変お忙しい中、足元が悪い中、都市計画審議会のご出席いただき誠にありがとうございます。また市政全般に渡りまして、日頃から委員の皆さんにはご支援・ご協力いただき重ねてお礼申し上げます。 本日、ご審議いただく内容は、大きく二点ございます。まず、一点目は、虎溪山地区での風致地区の指定区域の拡大を行う案件です。そしてこれに伴う風致保全方針の変更につきましてもご審議・ご意見をいただきたいということです。 二点目は、多治見市の火葬場の案件でございます。現在の火葬場は、供用を開始してから既に 40 年以上を経過してしまっていて、施設の老朽化も進んでおり、将来の需要に対する対応という課題もある中で、これらの課題を解決するために新しい施設を整備しようとしているところです。詳細につきましては後程、担当から説明させていただきますが、よろしくご審議いただけますようお願いいたします。何れの案件も市にとって都市計画・都市施設の重要な課題ですので、忌憚のないご意見をいただき、慎重審議いただけますようお願い申しましてご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
事務局	どうもありがとうございました。副市長さんはこれから公務で退席されるということです。 (副市長退席) 本日の審議会は 16 時 30 分までの予定です。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。 それでは始めに多治見市都市計画審議会条例施行規則第 7 条に規定する議事録署名者の指名を行います。議事録署名者に、「岡田智彦委員」「安部正一委員」このお二人を指名します。よろしくお願いいたします。それではこれより審議に入ります。 第 1 号議案「風致地区の変更について」と、第 2 号議案「風致保全方針の変更について」は、関連がありますので一括して事務局の説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、事務局より説明させていただきます。まずは、説明させていただく前に、今回の資料の確認をさせていただきたいと思います。 事前に配布いたしました資料としまして、本日の会議次第。それと第 1 号議案、第 2 号議案説明資料、その続きで A3 の地図で総括図と計画図です。続いて第 3 号議案の説明資料として、文章と総括図・計画図が付いています。本日の配布資料としまして先程の委員名簿と

	ともにパワーポイントの画面のコピーを付けています。こちらのパワーポイントで説明していきますので、もし見えにくいところがあれば、そちらの資料でご確認いただきたいと思います。 それでは、第1号議案と第2号議案につきまして続けて説明させていただきます。 (第1号 議 案、説 明) (第2号 議 案、説 明)
会長	風致地区が増える、第一種で増えると大変結構なことだと私はと思いますが、ご意見等はいかがでしょうか。多治見市にはシデコブシやカタクリやカンアオイ、昆虫だとギフチョウ、ハッチョウトンボ、ヒメタイコウチとかもいますし、自然生物にとっても緑が保全されれば良いと思いますが、いかがでしょうか。あまり反対のしようがない、大変結構なことです、地権者の方だとどうかわかりませんが、お認めいただくということではよろしいですか。
委員	今回の拡大が、自然環境の良いところを少しでも残していこうということで、大変良いことだと思います。ただ、拡大地区の中に貴重樹木はどの程度の分布になっているのか、どのように保全させていくのか、このあたりはいかがですか。
事務局	今回の拡大する部分では、貴重種、絶滅危惧種といったものは、確認しておりません。風景の保全ということで対岸には獅子岩等がございます。こういった全体の本木が周りに生えた、その風景を保全するという事で指定するものです。絶滅危惧種等の貴重種があるから指定するというような内容ではありません。
委員	今回、風致地区を拡大するという方針は結構なことですが、土岐川の河川まで含めて拡大するということですが、一級河川ですので国土交通省の管轄だと思いますが、多治見市の下の方から護岸工事を進めてきているが、指定してしまうと護岸の整備は今後できないということ解釈になるのか、風致地区ということで自然に配慮した工法等でやっていくのか、確認だけお願いします。
事務局	河川法に基づきました工事については通知だけいただければできることになっておりまして、打ち合わせの中でも風致地区に指定されれば、それなりの工事の仕方をしていこうという、河川事務所としての考えはあると伺っています。
会長	国でいろいろやる時に多治見市からもこうやってくれと要望は出せるということではよろしいですか。
事務局	風致地区、国の名勝指定にもなっておりますので、景観に配慮した工事として、こちらとしても言っていきたいと考えています。
会長	河川については、安全ということでコンクリートで固めていく、そうすると他が崩れて又そっちも固めるとなると、難しいところですね。今回の地区はコンクリートで固めてもらっては困るし、当然、国の方も名勝であればやらないと思います。あと、調査の件は、多治見市は何か予定はされていますか。樹木の調査、植物の調査、魚もありますし昆虫も動物もあるかもしれない。どうでしょうか。

事務局	この件で調査するという事は、当方の部署では今のところありません。
会長	そうですか。他の団体でも結構ですから、だんだんとやっているとは思いますが、市も援助してもっている物的な資源と生物的な資源を記録していくことが大事なことになると思います。他にいかがでしょうか。
委員	大変いいことだとまずは申し上げておきますが、指定を変えようとした経緯、どこから出してきたかということと、虎渓用水が絡んでくる可能性があると思うが、駅北開発の所へ虎渓用水を引っ張る時に、取水口の工事等に影響を及ぼすようなことはないかどうか、伺います。
事務局	最初の変更の経緯ということですが、先ほどの説明でも少し申しましたが、多治見市の都市計画マスタープランのなかにも風致地区の拡大を謳っており、中心的な今回の虎渓山の風致地区については、変更前は溪谷は含まれず建物と庭園側だけでしたので、その名の由来のとおり、虎渓の谷と対岸の岩肌と水でかたちづくられた溪谷美の風景を拡大していこうとして計画したものです。
事務局	それともう一つは、緑地保全方針というのが緑の基本計画を策定し、市街化調整区域の30%以上に相当する面積を担保性緑地、規制をかけた緑地にしていこうという計画をもっており、その一環として虎渓山の風致地区を拡大する、あるいは池田稲荷を風致地区に指定しよう、あるいは愛岐道路沿いの桜が植わっている所にも風致地区を拡大しながら市街化区域に面した部分で担保性緑地を拡大していこうという方針に基づいて都市計画マスタープランに位置づけ、今回の拡大に至ったものです。もう一点は、取水口等を仮に工事をしなくてはいけないことになれば、景観を損なう工事にならないように十分に配慮して工事を行っていくことになると思います。
会長	歴史的な状況、ちゃんと整備されている状況なので見どころにはなりますね。全体では、どうなのですか、市の30%を保全地域にしていこうということですが、今、現在どのぐらいの規模なのですか。
事務局	今、パーセンテージを即答できないのですが、先ほど申したものを全部指定しておおよそ30%になるということでした、池田稲荷につきましても、今までに地権者の方をお願いしてきた経緯があるのですが、なかなか上手く調整がつかなかったこともありまして、今しばらく時間がかかると思っています。
会長	愛岐道路もだいぶ桜が傷んできてますね。早くしないとせっかくの桜のトンネル、春になるとものすごくきれいな状況が少しずつ崩れているような気がしないでもないです。急がないと、あれは山ザクラですかね、枯れてしまわないとも限らないので、徐々にでも風致地区に指定していついていただきたいとお願ひしておきます。 他にいかがでしょうか。無いようでしたらこれで、了承いただくということでよろしいでしょうか。 (異議なしの声)

会長	ありがとうございます。それでは、続きまして第3号議案、火葬場の決定についてということでございます。
事務局	それでは、引き続きまして、第3号議案の多治見都市計画火葬場の決定につきまして、ご説明申し上げます。 (第3号 議 案、説 明)
会長	それでは、審議に入りたいと思います。老朽化したということと、手狭になったということのようですが、いかがでしょうか。こういうのは昔でいうと迷惑施設ですので、この場所に決まったということは喜ばしいことだとは思いますが。
委員	概略は聞きましたが、地権者の方は何名ぐらいおみえになりますでしょうか。
参考人	地権者の方は、11名ほどございまして、皆さんには事前にお話しさせていただいて、ご協力いただけると申していただいています。
委員	それと、ため池の所有者はどちらでしょうか。
参考人	ため池自体は、既に市の方に移管されています。
委員	よく、部落所有という土地があるものですから、部落所有の土地だったら大変なことになると思っ気になったものですから、ありがとうございました。
会長	たまたま通る機会があつてこのへんかなと思つてみたのですが、なかなか木があつて良いところですね。建物を建てるとどうなるかわかりませんが、見えなくするというような要望が地元から多いようですが、多少は248号から見えるようになるかと。個人的には、生物環境等が豊かなところだと思いますので、イキを設けていただいて結構なことだと思います。せつかくですから、ビオトープまではいかなくても既存の生物環境をなるべく損なわない、自然豊かなものにしていくと良いのではと思います。それから今の火葬場は、快適といえ失礼ですが、ゆったりし落ち着く、決して迷惑施設では無いと思いますので、素晴らしい日本・世界の代表となるようなものがここにできれば、それなりの成果はあるのではと思っています。いかがでしょうか。
委員	いずれにしても都市計画決定するということで審議するわけですが、私は地元ですので、ご心配ありましたように、建物そのものの敷地は市の所有地の範囲内でしか造らないと地元との調整がなつていきますので、地権者は敷地内にはかかつていないのです。どこにかかつているかというと、一番最後の図面を見ていただくと、全景のイメージ図ですが、この調整池の外、左側と駐車場ですね。これは地元からの要望で敷地内だけで火葬場を造ってもらつては、隣接地が残見えてしまうので、この隣接地は休耕田ですので、何とか地主の方がご協力いただけるならば、是非市が取得して、ここに緩衝地帯を造つて築山にし、植樹したりして周囲からできるだけ建物が見えないような配慮をしてくれという地元の

	要望に従って、市が取得を進めている背景があります。地元もその方が良いとのことで地権者の方のご理解もあり、今、交渉が進んでいると思います。そういうことによって、自然の中に囲まれた施設になるということで、私たちも地元として要望も市にしましたがそれに対し真摯に受け止めて進めていただいている。直接に隣接する町内の方は、やはり精神的な迷惑施設という受け取り方があり、これはやむを得ないことであり、このような方にも十分に配慮した地元の新火葬場対策委員会で地元の皆さんを第一に考えた検討をしてきた。市との会議も30回を超え2年半続けてきたわけで、今は地元の皆さんも多治見市にどうしてもいる施設だからやはりある程度の要件が揃えば、本来は受けたくはないが苦渋の決断で方向性を見い出していった方が良いのではないかなというような経緯を辿ってきましたので、今後は市の方に地元の意向を十分組み込んだ新しい火葬場を造っていただきたいと思います。
会長	たとえば、ぶらっとこの敷地がきれいだから寄るということは可能なのでしょうか。
参考人	先ほど見ていただいたように周辺に緑地だけ残すのも勿体ないものですから、今回の建物の提案でも散策もできるような、もちろん待合の方が出ただけの場所もあります。管理上少し考える必要がありますが、地域に親しんでいただける施設にしたいというのが我々の考えですので、なるべく排除しないかたちで、とはいえ安全に配慮している、両方相反することがありますが、地元の方々のご意見を聞きながら進めていこうと考えています。
会長	是非、柵で囲って中に入れないという状況ではなくて、年中使っていると難しいですが、たまには使わない時があると思いますので、桜の季節は桜が見えたり、紅葉の季節は紅葉狩りなどできたり、市民が火葬以外に使えるような施設になると、地元もいいんじゃないですかね。今は臭いも殆ど無いのでは。
委員	当審議会とは関係ないですが、名古屋の火葬場の目の前にはマンションがあります。マンションの住民に聞くと別にどうてことないよと、そういう場所もあります。春日井の火葬場、犬山にもあります。可児市と近いところに犬山と江南との合併の火葬場があります。そこは完全に山の中に囲まれ、行くまでに5分くらい国道から入っていくのですが、ここはまさに「こんなところに火葬場があるの」という山の中にあります。春日井もそうです。周りの小高いところの下には桃が一杯なっている。いろんな火葬場に行きましたが、多治見市は火葬している最中の待合室は造られるのでしょうか。
参考人	もちろん、待合室も用意いたします。地域の方からできたけど別にいいよと言ってもらえるような施設にしたいと思っています。
会長	お別れの日ですので、上品な、送るにふさわしい場所を造っていただくと良いと思います。
委員	今回、新しい火葬場を決定するわけですが、そうした場合、前火葬場は今後、どういう取扱いになっていくのか教えてください。
参考人	先ほど申しましたように老朽化していますので、新しいところができれば速やかに取り壊しをしたいと思っていますが、その残地は、今のところまだ考えを持っておりません。今までの使われ方のこともありますので、地域の方々のご意見もおありでしょうし、今のところは跡地につ

	いては白紙の状態です。
委員	業者の心配をする必要はないと思いますが、多治見市も長いこと業者さんにいろいろとやっかいになったわけで、あそこに事務所がずっとあるわけで、現実、今の火葬場の管理等も双葉さんでやっていただいたわけで、このような経緯の上から業者へ配慮する必要はないと言い切れないと個人的には思っています。今まで、それなりの負担、お願いをしてきて、今回こちらに移るということで、業者さんの方から何かご意見・要望等があったのかどうか伺います。
参考人	委員のお心遣いとは別に、私たちからの配慮というのは難しいものですから、基本的に前提とする考えはありません。ただ、今回ホールを造るということを含めてお話しさせていただく中で、業者の方からどういった状況なんだとのアプローチがありましたので、お寺さんも入っていただく中で説明させていただいています。今後の詳細設計を進めていく中で、その方々のご意見を聞きながら進める約束をしていますので、業者の方々のたとえば炉やホールなど現に使い勝手が良いか悪いかという聞き方は正しいかどうかわかりませんが、知識を持っている方のご意見を聞くのもありだと思っていますので、そういった方々のご意見もお聞きするとの約束をしておるところです。
会長	今まで、やっている方はいろんな知識をもってますので、それを吸収してより良い方向をとということだと思いますが。審議会とは関係ないかもしれませんが、今後の進め方として、いつ頃できて、どのような設計過程になるか、もし案があれば教えていただければと思います。
参考人	設計はエスキス方式の形で選定が終わっておりまして、今月には契約をする予定になっています。一年程かけて設計していただき平成26年度の当初から造成、建物工事に入っていきたいと思っています。
会長	その際に、基本設計がある程度できていると思いますが、地元の方の意見を入れながら具体案を是非まとめていただけたら良いと思いますので、よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。 今、平成47年と随分に先の話を書いてましたが、あれはどういったことでしょうか。
参考人	説明の補足をさせていただきますが、今後の死亡者数の予測をしたうえで実際に必要な炉の数を出すことをしました。その中で、今後人口は減っていきますが、亡くなられる方は増えていくということが予測され、平成47年がピークになるだろうと予測しています。実際、炉の数を出すと平成42年から52年ぐらいの10年間は、炉の数が5.1ほど必要になりますので、切り上げて6基が必要だという形で当初から6基を用意していこうと考えています。
委員	こういう火葬場ができますと各地に行ってみますと、火葬場ができる、そうすると葬祭に携わっている業者が近辺に進出してくるというのが、私もあちこちで見えますが、そういう傾向があるようですが、ここの場合は、調整区域というタガが嵌められているので、そういうものが都市計画法上できないのか、どのような考えなのでしょう。
事務局	基本的には、周辺にはできません。ただ、姫地区につきましては開発許可条例を設けまして、市街化調整区域の中での開発許可を緩和してい

	ます。緩和地区の一部が旧の 248 号線沿いで、幅 30 メートルは、集会施設、結婚式場や葬祭場ができる内容にまで緩和しています。ですから、今回の新しい 248 号バイパス沿いにできることは基本的には無いと思いますが、旧の 248 号線沿いにはそのようなものが形成される可能性はあります。
参考人	ということでございますので、地元からもそういうご心配がありましたが、その意見については今のことを説明して、今考えている都市計画決定をいただく地点ではないです。ただし、旧 248 号線沿いは可能性としてありますので、姫の方が緩和してくれという立場でお話しされたと思うのですが、そういうこともあるわなあとということだったのですが、私どもお願いしていますのは、このようなことをお望みにならないなら地域の力でお願いします、という説明で対策委員会の方々と何度もお話しさせていただいています。
会長	基本的に、人が集まってきますので、食べたり飲んだりすることがあるかと思います。姫地区に既にある商店等は、仕出しとかが増える可能性もあるのでしょうか。無いですか。私は儲けていただきたいと思うのですが。
参考人	そうなっていく方向かはわかりませんが、地域の方々からいうと、まず基本的には葬送の車を含めて町なかを通っていただきたくないということがありますので、人のアクセスを 248 号バイパスを使ってということを業者の方をお願いします。集まってこられる方々が姫の町の方に流れる、出ていかれるのは考えにくいと思いますが、経済的に仕出しを取るか取らないかはわかりません。因みに斎場には、このへんの風習として火葬している時間を利用して食事されることもあるというご意見もいただきながら、少し食事をとっていただけるようなスペースも考えましょうということにしていますので、結果として、委員長のおっしゃるようにそこを使う方が多少あるかもわかりませんが何とも言えません。
会長	1 時間か 2 時間は待ちますので、食べない飲まないでは済まないということはあるですね。厳かに飲んで食べていただいとということですね。他にいかがでしょうか。
委員	図を見ますと、JA の施設がありますが、ここらとの関係を説明していただきたい。
参考人	この全景イメージ図を見ていただくと県道善師野多治見線というのが 248 号の左側に書いてあり、その少し横に平屋の建物が書き込んでありますが、これがライスセンターで米を精製、発送される施設です。地元対策委員会にはここに携われる方も入っていただき、この敷地をどう使うかの話に際しても情報を流しながら一緒に協議していただいていますので、基本的にはここを火葬場として使うことについてはご納得いただいております。確かに、口に入れるものの近くにこのような施設がと心配される中で、環境のことを随分おっしゃられて、施設としては煙が出るとか臭いがするという状態ではないので、いろいろ説明する中で一定のご理解をいただいたところ です。
委員	実は JA の建物ではなく営農組合なのですが、これは別として気が付きましたのは、ため池なのですが、これは農業用のため池になっていて、下の方に田圃がたくさんあるのですが、ここから水を引いていたということではないのですか。もしそうなら代替えのものがあるのか、それから調整池を造られるがこの水が田圃に入っていく、使われていくかなど、地区から何か話があったかなどをお聞きしたい。

参考人	ため池は、県の登録上はそうになっていますが、基本的には使われていません。その上に大藪のため池が新しくできており、ほとんどそこから使っておられ、農業者が今回のため池を使えなくなってもご迷惑をかけることはないことを確認していますし、そこを使っている方たちからもそういうご意見をいただきましたが、そこも丁寧に説明させていただいています。それから、水ですが、調整池を含めて河川が流れています。付け替えも少しやるわけですが、それ自体は姫川まで流れていまして、それから取水をされることはありますので、結果としてこの雨水等の水がそちらに行くということはありますが、それについての懸念は当初はありましたが、いろいろ説明する中で大きな声になってくることはありません。
会長	ここは、オオサンショウウオとかはいないのですか。
参考人	ここは今ご説明させていただいたとおり、248 号が通った時にため池は、枯れ池状態になっていました。そういうこともあり環境アセスメントというかたちで1年間現地調査をしましたが、水生生物の関係で貴重な種が出たということは、最近、トノサマガエルが貴重種に加わったのでトノサマガエルはいましたが、オオサンショウウオなどは発見されませんでした。
会長	良かったですね。見つかった時は、一発で止まりますからね。他にいかがでしょうか。
委員	全景イメージ図がありますが、これとゾーニング案、先にいただきましたイメージ図とが少し違うような気がするのですが。多分作られた時期が違うのではと思いますがいかがでしょうか。
参考人	まずは、ゾーニングの話ですが、地元と話しをするときにどこにどういう感じのものができるのかというものを見ていただきながら話さないと進まないところがありますので、その中で書いたものです。ため池の敷地の中で(火葬をする場所を)建物を建てることは完結してくれというのが地元のご意見ですので、そこをベースにゾーニングしています。次に、今回お見せしているのは、エスキス方式で設計者を決めないといけなかったもので、その時にゾーニングの原案を見せたうえで新たに地形等を見て提案いただいているので、若干変わってきていますが、最初のゾーニングは設計者も頭に入れながらやってくれたものだと思います。詳細設計は先ほど申しましたようにこれから設計者と契約しますので、来年1年かけて行ってまいります。
事務局	都市計画決定の効果ですが、この区域を決定しますとこの区域の中で火葬場と関連施設を計画することになります。今回の審議会で審議していただく一つの着目点としましては、目的とする施設の規模のものがその区域のなかで収まるかどうかということが一つの判断になります。具体的にどんなものが建つかまだわかりませんが、ある程度のものでこの中で収まっていくだろうということが、皆さま方のなかで推察していただけるような内容であれば、問題ないであろうということで、ゾーニング図であったり、あるいは全景イメージ図であったりというものを示しながら一つの判断材料としていただこうというものです。今後、詳細設計を進める中でも変わってくるだろうと思います。
委員	そうすると、今の土地利用計画イメージ図とゾーニングは大体合った形になっているが、全景イメージのパスは、農道の方に駐車場が出てきていますが、先ほどまでの一貫した説明のなかでは、あくまでも緩衝帯を設けるという話とは違いますね。

参考人	農道の方に近づいていますが、ゾーニング案を見ていただいても実は緩衝帯と駐車場が離れたことになっていますが、この絵ではそうなっていますし、これはここからもう少し考えることになりますが、仮にこういう形になった時には、農道側の緩衝帯を少し盛り土するとか、そういったことにも地元から意見が出てきてますので、そこはこれからですので、全景イメージにあまり捉われていただきますと大きな形としては、建物がこの辺にあって池があって駐車場があるという風に見ていただきたいと思います。
会長	エスキスでコンペをやったということですが。ホームページなどにでているのですか。
参考人	実は今日、これを公表していこうと思っていまして、ホームページにも今、掲載しています。ここに使ってある画像についてはホームページでもご覧いただけます。
会長	ホームページにもこんな感じのものが載っているということですね。ただ、あくまで業者を決めるコンペだと思しますので、地元のご意見があったらそれを含んで、あるいはいろいろ調整することもあるかと思いますが、形は多少変わってくる可能性はあるわけですね。
参考人	今日、ホームページでと申し上げましたが、都市計画決定ができないとできないものですから、この会を待って、ただ議会には予算等もありますので事前に当然、議会の審議をいただきますので示していますが、ここで決定をいただいてという段階で公表を考えています。
会長	いかがでしょうか。これで駄目だと言ったら大変なことになってしまう。よく昔でいえば迷惑施設、今はそんなことはありませんが、場所を決定していただいたということになると思いますが。よろしいでしょうか。 (異議なしの声)
会長	はい。では、了承していただいたということで、ありがとうございます。今日、用意したのはこれだけだと思いますが、最後に事務局の方から、その他というのがありましたら、よろしくお願いいたします。
事務局	特に、他の案件、報告事項はございません。
会長	それでは、事務局の方に進行をお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。
事務局	それでは、私の方から最後になりますが、お礼の挨拶ということで。今日はお忙しい中、また天候が悪くなりつつありますがその中、ご出席いただきましてありがとうございます。特に、風致地区につきましては、先ほども申しましたように大きな面積をこれからも確保していきたいと考えていまして、積極的な取り組みをしていく考えをもっていますのでよろしくお願いいたします。できるだけ早い機会に、またこの場にお諮りできれば良いかなと思っています。

火葬場につきましては、この審議会を受けた後、岐阜県と本協議をしますが、それが概ね 2・3 週間かかります。それが終わった後に都市計画決定告示という行為に入ります。建築行為自体、特に火葬場のような関係施設につきましては、都市計画審議会、この場の承認がないと建築確認ができない、次に進めないということになっています。今後は、告示が済んだ後に、実際の設計に入っていくことに努めていくことになります。もう一つは、決定区域の土地の中に多治見市以外の方が権利者として存在しておられますので、計画決定の告示をした段階で、火葬場以外の目的の建築物は一切受け付けられなくなります。そういった意味で建築制限がかかってきます。それと買収が難しくなる時には、土地収用という権限が与えられることになります。こういったかなり厳しい制限が地権者に入ってきますが、それにつきましては、原課の方でしっかりケアしながら今までも進めてきたということですので、今後も上手く進めていいただけるだろうと事務局も認識しているところです。

今後も一所懸命取り組んでまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

(16 時 15 分 終了)

上記の顛末を記録し、相違ないことを証するためにここに署名する。